

第 1 問

日本では、2021 年 2 月から新型コロナウイルスワクチンの接種が開始された。このワクチンの有効性は高く、重篤な副反応も極めて稀であることから、国は、義務付けはしていないものの、接種を勧奨している。その結果、接種は順調に進み、接種を完了した者の割合は 7 割を超えているが、今後、接種率の伸び悩みが懸念されている。その要因の 1 つとして、インターネット上では、「ワクチン接種で不妊になる」といったワクチンに関する科学的根拠のない情報が大量に流通していることが指摘されている。

そこで、ワクチンに関する不正確な情報の流通を抑止することによって、ワクチン接種に対する懸念を緩和し、もってワクチン接種をさらに推進することを目的に、法律（以下「本件法律」という）が制定されたとする。本件法律は、ワクチンに関する正確な情報を積極的に発信するよう国に求めるほか、次のような趣旨の規定をおいている。

- ① ワクチンの効果を否定し又は副反応の危険性を誇張して述べる、科学的に根拠のない情報であって所管の省の告示で指定する類型のもの（以下「特定虚偽情報」という。例えば、「ワクチン接種で不妊になる」「遺伝子が組み替えられる」といったものが想定されている）のインターネット上における発信を禁止する（罰則はなし）。
- ② 特定虚偽情報の指定に先立ち、ワクチンの専門家からなる会議の承認を受けなければならない。
- ③ 国内利用者数が 200 万人以上のソーシャル・ネットワーキングサービス（以下「SNS」という）事業者は、その運営する SNS 上の投稿が特定虚偽情報に該当するとして利用者から通報がなされた場合には、遅滞なく審査を行い、当該投稿が特定虚偽情報に該当すると判断したときには速やかに削除しなければならない、それに違反した事業者に対しては刑罰が科される。

本件法律に含まれる憲法上の問題について論じなさい。

第 2 問

違憲審査の手續に関する法律（以下「本件法律」という）を制定し、従来の付随的違憲審査制に加えて、最高裁判所が、法律上の争訟の解決とは独立に、国会の各議院、内閣又は地方公共団体の長の申立てに基づき、法律の合憲性自体を一般的に審査する制度を設けたとする。本件法律に含まれる憲法上の問題について論じなさい。